

## 千葉県廃棄物処理計画（案）に対する 市町村意見照会とパブリックコメントの結果

### 1 市町村意見照会の結果

市町村から意見を聴くため、廃棄物処理法第5条の5第3項<sup>\*</sup>の規定により、県内全市町村及び関係一部事務組合に意見照会を行った。

※廃棄物処理法第5条の5第3項

都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

- (1) 意見照会団体 69（市町村：54、一部事務組合：15）
- (2) 意見照会期間 平成28年1月15日（金）～2月4日（木）
- (3) 意見提出団体数 18（市町村：17、一部事務組合：1）
- (4) 延べ意見数 53件
- (5) 主な意見と県の考え方

ア 計画目標について

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
40 ページ 4.2 計画 目標	国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」等において、低炭素社会への配慮を示しており、本市では、温室効果ガス排出量についても計画の数値目標としている。県計画の目標値区分にも温室効果ガス排出量を入れることを検討する必要があるのではないか。	原案のままとします。 温室効果ガス排出量の数値目標については、現在作成中の「(仮称)千葉県地球温暖化対策実行計画」の中で対応していきます。

イ 展開する施策

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
<p>56 ページ Ⅱ - 4 産業廃棄物 再生品（再生 土）の適正利 用の推進</p>	<p>再生土等の産業廃棄物再生品は、埋立て資材として使用される例が増えているが、残土条例の適用を受けず土壌汚染や災害に対する規制がなく埋立てが行われ、周辺環境への影響が懸念されている。</p> <p>ついてはすべての再生土等に対する有効な規制をお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「主な取組」として、新たな指導や規制の仕組みの導入に関する検討について記載することとします。</p> <p>県では、埋立現場への立入調査や、再生土の分析検査、再生土を製造している中間処理施設への立入検査を行うなど、再生土の安全性を確認しているところであり、今後も、引き続き調査を継続しながら、有効な指導を行っていきます。</p>
<p>56 ページ Ⅱ - 4 産業廃棄物 再生品（再生 土）の適正利 用の推進</p>	<p>「再生土の・・・不適正な事案に対しては廃棄物処理法等に基づき厳正に対処」とあるが、再生土は廃棄物処理法上の直罰対象となる廃棄物に該当するのか。また、再生土による埋立てと千葉県残土条例の今後のあり方について言及できないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「主な取組」として、新たな指導や規制の仕組みの導入に関する検討について記載することとします。</p> <p>適正に処理され、適正に利用されている再生土は廃棄物処理法上の廃棄物に該当しませんが、廃棄物が混入するなど不適正な事案に関しては廃棄物に該当することがあり、今後も、引き続き有効な指導を行っていきます。</p>

## 2 パブリックコメントの結果

広く県民等からの意見を聴くため、意見募集（パブリックコメント）を行った。

- (1) 意見募集期間 平成28年1月15日（金）～2月4日（木）
- (2) 意見提出数 2名（個人：2名）
- (3) 延べ意見数 3件
- (4) 意見と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

### ア 廃棄物の野外焼却について

御意見（要旨）	県の考え方
<p>一般廃棄物、産業廃棄物両方について、野外焼却の現状と課題をもっと把握して頂きたい。</p> <p>野外焼却されている農作物残さ、庭木剪定枝、落ち葉などについて、バイオマス資源として活用されたい。</p> <p>野外焼却に対する住民意識の改革をもっと押し進めて頂きたい。</p> <p>一般廃棄物の野外焼却の監視と指導について、県も市町村および当事者に指導できる体制を整備して頂きたい。</p>	<p>原案のままとします。</p> <p>野外焼却（野焼き）については、平成13年に原則として禁止されて以来、事案は減少していますが、依然として住民間のトラブルがあることは承知しています。</p> <p>廃棄物処理計画には明確な記述がありませんが、不適正処理の一類型として、市町村と連携した広報啓発や監視・指導に、引き続き努めてまいります。</p> <p>また、農作物残さ等については、「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、活用を推進することとしています。</p>

イ 3Rを推進する県民運動の展開について

御意見（要旨）	県の考え方
<p>ごみ処理に関心のある市民を公募し、行政と市民がひとつのテーブルで話し合う協議会を設立して、ごみ処理に市民の意見が確実に反映される仕組みを作りたい。また、内容については必ず随時公開とすること。</p> <p>目標値も市民を交えた協議会で検討する。資源化についても同様。</p> <p>産業廃棄物の的確な処理方法を、市民を交えた協議会で検討する。</p> <p>また内容については必ず随時公開すること。</p>	<p>原案のままとします。</p> <p>ごみを含む一般廃棄物については、市町村が責任をもって処理することとなっています。</p> <p>県の廃棄物処理計画は、本県全体の廃棄物に関する施策の基本的な方針を示すものであり、ごみの具体的な処理方法や目標値に関し、市民の皆さんの意見をどう反映するかについては、市町村が判断することになります。</p> <p>なお、県の廃棄物処理計画の策定に当たっては、パブリックコメント、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会で、各方面から意見を聴いています。</p> <p>産業廃棄物の処理は、廃棄物処理法及びその関係法令に基づく処理方法と処理基準に基づき、排出事業者が責任をもって処理することとなっています。</p> <p>廃棄物処理計画では、法令に基づき、廃棄物が適正に処理されているかを監視し、必要な指導を行うことを定めています。</p>

ウ 放射性物質を含む廃棄物の適正処理の推進について

御意見（要旨）	県の考え方
<p>放射性物質に汚染された廃棄物は、拡散させないことが第一条件ではないか</p> <p>放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物であっても、他県からの持ち込みは禁止し、県内のものであっても厳重な管理が必要ではないか。</p>	<p>原案のままとします。</p> <p>放射性物質に汚染された廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法により、一定の処理基準に則って処理することとされています。</p> <p>廃棄物処理計画では、処理基準に則って適正に処理されるよう、必要な情報の提供や助言を行うことを定めています。</p>